

四日市市訓令・四日市市教委訓令第1号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市地区市民センター処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

四日市市長 森 智 広
四日市市教育長 葛 西 文 雄

四日市市地区市民センター処務規程の一部を改正する規程

四日市市地区市民センター処務規程（昭和57年四日市市訓令・四日市市教委訓令
甲第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(分掌事務) 第5条 センターの分掌する事務は、次のとおりとする。 (1) 地域振興に関する事務 アからカまで (略) キ (略) ク (略) ケ (略) コ (略) サ (略) (2)及び(3) (略) 2 (略)	(分掌事務) 第5条 センターの分掌する事務は、次のとおりとする。 (1) 地域振興に関する事務 アからカまで (略) <u>キ 地域社会づくり推進委員会に関する</u> <u>すること。</u> ク (略) ケ (略) コ (略) サ (略) シ (略) (2)及び(3) (略) 2 (略)

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(市民文化部市民生活課)